



内閣府

指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和3年8月23日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 立石 剛
契約管理係長 野原 慎太郎

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 大城 淳
管理第二係長 末次 敦

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(有)かなえ設計	沖縄県那覇市字仲井真400-1海邦産業ビル302号

2. 指名停止措置期間 :

令和3年8月23日～令和3年11月22日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 : 沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該法人は、沖縄総合事務局開発建設部営繕課発注の「名護合同（R3）改修実施設計業務」において、落札決定後に「設計の難易度が高く、必要な技術者の確保ができない」として契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第15号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内